

吉賀町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	吉賀町教育委員会
任命権者	吉賀町教育委員会教育長
計画期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
吉賀町における障がい者雇用に関する課題	教育委員会においては、少人数が勤務する施設が点在しており、障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 現在、障がい者として認定された職員が在籍しているが、個別に対応しており、大きな問題は発生していない状況にある。
目標	
採用に関する目標	在職する障がい者数が、前年度を下回らないこととする。
取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用推進者として、教育次長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定する。 ○障がいに関する理解促進・啓発を進める。
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がい者の能力や希望も踏まえ、職場環境について検討を行う。 ○定期的に面談を行い、職場点検を行うこととし、必要に応じて検討を行う。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。